

令和4年12月8日（令和4(2022)年度第29号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

■ 事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」発出（厚生労働省、内閣府）

■ 事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」発出（厚生労働省、内閣府）

複数の保育所・認定こども園において虐待等の案件が確認されたことを受け、本ニュース第27号および本会ホームページにおいて、会員の皆さまへのメッセージを発信したところです。現在、全国保育協議会と連携して「緊急セミナー」を開催する等の更なる対応に向けた準備を進めているところであり、今後改めてご連絡をする予定です。

また、令和4年12月8日（木）に開催された第63回子ども・子育て会議（内閣府）の冒頭、小倉将信 内閣府特命担当大臣は、多くの保育士・保育教諭等は懸命に、かつ、真面目に働いているとしたうえで、事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日（水））を発出したことを報告しました。

本事務連絡は、静岡県および富山県、宮城県の保育所・認定こども園等において虐待等の行為が確認されたことを受け、改めて虐待等の対応に関する留意事項を整理しているものです。

事務連絡の概要は以下のとおりです。

—全国保育士会事務局 抜粋・要約—

1. 保育所等における虐待の防止について

- 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、こどもの生命の保持や情緒の安定を図ることを求めている。こどもの安全・安心が最も配慮されるべき保育所等において、虐待はあってはならず、保育所等において改めて虐待の発生防止を徹底いただきたい。
- 少し気になりつつも見過ごされてしまうような不適切な保育であっても、それが繰り返されていくうちに問題が深刻化し、虐待につながっていくこともあり得るため、早い段階で改善を促し、虐待を未然に防止することが重要であり、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」や全国保育士会が作成した「保育所・認定こども園等にお

ける人権擁護のためのセルフチェックリスト」も活用し、今一度保育の在り方を点検していただきたい。

2. 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応

(1) 市区町村・都道府県への情報提供・相談等について

- 保育所等において虐待が疑われる事案を把握した場合、保育所等は状況を正確に把握した上で、市区町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供し、今後の対応について協議することが必要である。
- 保育所等において不適切事案や虐待が起きてしまった場合に基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応である。そうした誠実な対応は、管理者等が日頃から行うべきことであり、こどもや保護者への適切なケアを含め、そのような対応が早期に行われなことは、改善の機会を遅らせ、こどもに対して大きな不利益を与えることになる。
- こうした対応を組織として行うことが重要であり、園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、主任保育士、副主任保育士といった園のなかでのリーダー層の意識と適切な対応が必要不可欠である。このため、各市区町村及び各都道府県においては、園長や主任保育士等を対象とした会議やキャリアアップ研修を含む研修等の機会を通じ、園長や主任保育士等の管理者等に対してもこうした意識の醸成や適切な対応についての周知徹底をお願いしたい。
- 保育所等が組織として適切な対応を行わない場合、虐待が疑われる事案の発見者は一人で抱え込まずに速やかに市区町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に相談することが重要である。

なお、公益通報者保護法第5条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されている。

(2) 行政における迅速な事実確認や継続的な助言・指導の実施について

—略—

(3) 保育士登録の取り消しについて

- 禁錮以上の刑に処せられた場合や、児童の福祉に関する法律により罰金刑に処せられた場合、都道府県は保育士登録を取り消さなければならないとされているほか、児童福祉法第18条の19第2項（信用失墜行為又は秘密保持義務規定の違反）により、登録を取り消すことができる。とされている。
- 信用失墜行為による保育士登録の取消の事例としては、これまでに、児童生徒性暴力等を行った事案のほか、園児に対する虐待行為により取消が行われた事案もある。

3. 不適切な保育への対応の実態の把握について

- 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、各自治体における不適切な保育への対応の実態を把握するための調査を実施している。今後の対応にも活かしていく観点から、改めて、保育所等における実態や、各自治体における不適切な保育への対応の実態を把握する。詳細は追ってお示しする。

事務連絡の詳細および、事務連絡にて紹介されている本会作成の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」等は以下をご参照ください。

- 事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」（厚生労働省ホーム＞報道・広報＞報道発表資料＞2022年12月＞保育所等における虐待等に関する対応について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29657.html
- 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」（全国保育士会ホーム＞発行書籍・パンフレット等のご案内＞パンフレット・報告書・チラシ）
<https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html>
- 「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業／実施主体：株式会社キャンサーキャン）
<https://cancerscan.jp/news/153/>